



共友リース株式会社への証書貸付に係る新生サステナビリティローン評価

株式会社 SBI 新生銀行 サステナブルインパクト推進部 評価室

評価種別 サステナビリティファイナンス

発行日 2026 年 9 月 30 日

■ 評価対象案件概要

案件名	共友リース株式会社による再エネ・省エネ・空調設備等のリース実施を対象とした証書貸付
借入人	共友リース株式会社
分類	証書貸付
金額	1,000 百万円
実行日	2026 年 8 月 28 日
最終期日	2033 年 8 月 31 日
資金使途	再エネ・省エネ・空調設備等の取得費用のリファイナンス

■ 本評価の目的

本評価は、評価対象案件について「SBI 新生銀行グループサステナビリティファイナンス・フレームワーク」¹（以下、「本フレームワーク」）に定める各項目の内容を確認し、対象案件が本フレームワークに適合しているかを評価することを目的とする。評価においては、国内外で幅広く指針となっているローン・マーケット・アソシエーション（Loan Market Association）「グリーンローン原則」及び「ソーシャルローン原則」²等が定める 4 つの要素への適合性を意識した評価を行う。

株式会社 SBI 新生銀行（以下、「SBI 新生銀行」）では本フレームワークを策定し、本フレームワークがグリーンローン原則及びソーシャルローン原則（以下、両方の原則を指す場合は「原則等」とする。）と適合していること、及び SBI 新生銀行が適切な実施体制を整備していることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得している。

■ 評価結果概要

SBI 新生銀行サステナブルインパクト推進部評価室（以下、「評価室」）は、評価対象案件について、明確な環境・社会面の改善効果が認められることを含め、本フレームワーク上で定められた要件を満たしており、本フレームワークに適合していると評価した。また、原則等（2025 年 3 月版）が定める 4 つの要素への適合性も認められると評価した。項目別の評価概要は次頁の通り。

¹ 本フレームワークの概要は下記ウェブページに開示している。

https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sustainable_finance/green/（アクセス日：2026 年 8 月 17 日）

² LSTA, GREEN LOAN PRINCIPLES, <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

Social Loan Principles (SLP), <https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>（アクセス日：2026 年 8 月 17 日）



要素*	評価結果	評価概要
I：調達資金の用途 (本フレームワーク II. 1.及び 2.)	適合	本ローンは、自治体の避難施設・防災拠点に導入された太陽光発電設備、蓄電池設備、高効率空調設備、LED 照明等のリース物件取得費用のリファイナンスに充当される。これらの設備は、平時における再生可能エネルギー導入及び省エネルギー化による温室効果ガス排出削減に加え、災害時の避難所機能維持や地域レジリエンス向上にも寄与するものであり、明確な環境・社会面の改善効果を有するグリーン及びソーシャル双方の適格要件を満たすプロジェクトであり、潜在的な環境・社会的リスクが適切に回避・緩和されていることを確認した。
II：プロジェクトの選定プロセス (本フレームワーク II. 3.)	適合	借入人は OKB グループのサステナビリティ方針及び地域課題への取組方針のもと、環境負荷低減と地域レジリエンス向上の双方に資するプロジェクトを選定している。本プロジェクトについても、再エネ・省エネ効果のみならず、防災力向上や避難所の生活環境改善への貢献を重視して選定されており、環境・社会配慮の視点が選定プロセスに組み込まれていることを確認した。
III：資金管理 (本フレームワーク II. 4.1)	適合	本ローンの資金使途は契約書等により特定されており、全額がリース物件取得のリファイナンスに充当されることを確認している。また、調達資金が適切に対象プロジェクトへ充当される仕組みが構築されていると評価した。
IV: レポーティング (本フレームワーク II. 4.2 及び 4.3)	適合	本フレームワークにおいて資金実行後モニタリングの観点から求められるレポーティング項目についていずれも適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。

*評価レポートでは原則等の要素別の構成をとりつつ、本フレームワークで定める項目をカバーすることとしている。

(この頁、以下余白)

■ 要素別の評価（Part I～IV）

Part I：調達資金の使途

本フレームワークのもとでファイナンスの対象となるプロジェクトは、SBI新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク（以下、「グリーンファイナンスフレームワーク」）に定める適格プロジェクトの条件を満たすプロジェクト（以下「グリーンプロジェクト」という。）及びSBI新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク（以下、ソーシャルファイナンスフレームワーク）に定める適格プロジェクトの条件を満たすプロジェクト（以下「ソーシャルプロジェクト」という。）の両方に充当されるもの（グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトの充当資金のリファイナンスを含む。）であることを要件としている。ここではこれらの要件を充足しているかを評価する。

1. 資金使途の概要

評価対象のファイナンスは、共友リース株式会社（以下、「借入人」）がリース資産として顧客に貸し出すための太陽光発電設備、蓄電池システム、産業用 V2H スタンド、高効率空調設備、LED 照明等（以下、「対象アセット」）の取得（以下、「本プロジェクト」）を資金使途としたリファイナンス（以下、「本ローン」）である。対象アセットは愛知県内の自治体向けのリース物件であり、各自治体内の 8 つの公共施設（以下、「対象施設」）で使用される。対象施設である中学校、文化広場、総合保健福祉センターは、いずれも地震・大規模災害や洪水・土砂災害時の避難場所となっており、災害時には要配慮者の受け入れも可能な施設となっている。対象施設において導入した対象アセットを使用することで、平時における脱炭素化の推進のみならず、災害・停電時におけるエネルギー供給機能及び避難所機能の維持に寄与することを目的としている。また、空調設備の導入を通じて避難生活の環境を改善し、熱中症等の健康被害リスクの低減に寄与することも期待される。

本プロジェクトにおいては、借入人と自治体との共同申請により、環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の補助金³も活用されている。本補助金事業は、災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備（避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等）の導入推進、及び地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入推進を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現することを目的としているものである。本補助金事業の対象となっている事実は、本プロジェクトが、地域のレジリエンスというソーシャル性と地域の脱炭素化というグリーン性の両方を併せ持つと評価されたことを示すものであり、本プロジェクトのソーシャル性・グリーン性を確認する上での客観的な根拠の一つとなる。

一般的にリース事業は、顧客との間のリース契約締結後、リース会社がリース資産をメーカーに発注し、顧客に納品されたタイミングで検収が行われ、この時点からリースが開始される。対象アセットは本ローン実行時点ですべて検収済（対象施設①～⑦の対象アセットは 2025 年 3 月 6 日、⑧の対象アセットは 2026 年 2 月 1 日が検収日）であることから、本ローンはリファイナンス資金として充当される。対象

³ 脱炭素地域づくり支援サイト、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等（地域レジ事業）、<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/resilience/>（アクセス日：2026 年 9 月 9 日）

アセットの概要は以下の通りである。

<対象アセットの概要>

対象施設	太陽光 パネル	空調設備	LED 照明	蓄電池 (容量)	産業用 V2H スタンド
①	176 枚	室内機 8 台、室外機 2 台 (ガスヒートポンプエアコン)	16 台	1 式 (108kWh)	1 台
②	110 枚	室内機 8 台、室外機 2 台 (同上)	16 台	1 式 (同上)	1 台
③	154 枚	室内機 8 台、室外機 2 台 (同上)	16 台	1 式 (同上)	1 台
④	128 枚	室内機 8 台、室外機 2 台 (同上)	16 台	1 式 (同上)	1 台
⑤	244 枚	室内機 8 台、室外機 2 台 (同上)	16 台	1 式 (同上)	1 台
⑥	227 枚	室内機 8 台、室外機 2 台 (同上)	16 台	1 式 (同上)	1 台
⑦	54 枚	—	—	1 式 (同上)	1 台
⑧	98 枚	3 台 (吸収式冷温水機等)	14 台	1 式 (200kWh)	—

リース期間は、灰色網掛け部分が 5 年、その他は 10 年となっている。

対象アセットの耐用年数に合わせたリース期間を設定していることから、一部、ローン期間よりもリース期間が短くなっているリース契約がある。原則等では、調達資金又はこれと同額の資金が、明確な環境・社会面の改善効果を有する適格プロジェクトに充当されることを求めるところ、リース契約終了後も当該アセットに対応するローン残高が残存すると、本ローンで調達された資金の一部が環境・社会面の改善効果を有する対象プロジェクトに充当されない状態となる可能性がある。しかしながら、この点に関しては、本ローンが分割弁済されるため、ローン期間にわたって、リース残高がローン残高を上回る予定であることを確認している。したがって、原則等が求めるとおり、本ローンによって調達された資金は、環境・社会面の改善効果を生じる対象プロジェクトに充当される見込みである。また、対象アセットは、全て譲渡条件付きファイナンスリースとして提供されるため、リース期間満了後は顧客に所有権が移転される。リース期間満了時点で対象アセットを撤去する必要がないため、リース期間満了後も顧客が対象アセットを使い続けるインセンティブが生まれやすく、実際に継続使用された場合には引き続き環境・社会面の改善効果を生じることとなる。さらに、リース期間が 5 年となっている蓄電池は、リース期間が 10 年となっている太陽光パネルと組み合わせて使用することが想定され、また、産業用 V2H ス

タンドも、リース期間5年が終了しても災害時に避難所にて電動車等と組み合わせて使うことが想定される。以上のことから、リース期間終了後も、対象アセットによる環境・社会面の改善効果が生み出される可能性は高いと考えられる。なお、リース契約の満了又は早期終了等が生じた場合には、対象アセットの取扱い及び環境改善効果の継続状況を確認する。

2. プロジェクトの適格性評価

本フレームワークでは、グリーンファイナンスフレームワークに定めるグリーンプロジェクト、及びソーシャルファイナンスフレームワークに定めるソーシャルプロジェクトの双方の要件を満たすプロジェクトが適格プロジェクトとされている。本ローンは避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入と地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を目的としているプロジェクトである。そのため、本件では、同一の対象プロジェクトについて、地域のレジリエンス向上に資するソーシャル性と、再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー化によるグリーン性の双方を確認する。

以下、(1)においてプロジェクトのソーシャル性を、プロジェクトが貢献を目指す社会課題(a-1)、プロジェクトがもたらす社会的インパクトとその評価方法(b-1)で確認し、(2)において、プロジェクトのグリーン性を、プロジェクトがもたらす環境改善効果とその評価方法(a-2)、適格プロジェクトの該当性等(b-2)において確認をしたのちに、プロジェクトに係る環境・社会的リスク及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセス(c)を確認した後に本フレームワークにおけるプロジェクトの適格性を判断することとする。

(1) プロジェクトのソーシャル性について

ソーシャルファイナンスフレームワークにおいては、①プロジェクトそのものが特定の社会課題への対処又は軽減を目指すものであること、プロジェクトがある一定の対象となる人々に対するポジティブなアウトカムの達成を追求するものであること等、社会的インパクトの実現につながる事業に資金使途が限定されていること、及び②対象プロジェクトが潜在的に有する重大な環境・社会的リスク(ネガティブなインパクト)が適切に回避・緩和されており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを要件としている。

評価室は①の要件について、新生ソーシャルファイナンスの対象となる適格プロジェクトとして、社会的インパクトの実現につながっていることを前提とし、資金使途が本フレームワークで定められた適格プロジェクトの分類のいずれかに該当すること、かつ適格プロジェクトの事業例にかかる付属書で策定されている場合、そこで定める適格クライテリアを満たすことを定めている。

適格性の判断に際しては、ソーシャルローン原則等の市場基準や、SDGsの目標、国及び地域の社会課題認識・方針との整合性を取ることをとし、社会的インパクトの実現につながっていることを前提としている。ここでは、プロジェクトが貢献を目指す社会課題を確認するとともに、対象プロジェクトが新生ソーシャルファイナンスの適格クライテリアを満たしているかを確認する。

【本プロジェクトにおける状況】

- ・ ソーシャルファイナンスフレームワークにおける適格プロジェクトの分類・事業例の有無： ☒あり、☐なし
- ・ 付属書に定める個別の適格クライテリアの有無： ☐あり、☒なし



a-1. プロジェクトが貢献を目指す社会課題

借入人へのヒアリングを踏まえ、本プロジェクトが貢献を目指す社会課題を以下の通り整理した。

借入人の認識する 社会課題	借入人の認識及び取組方針
地域のレジリエンス強化	借入人は、OKB グループの一員として、『地域に愛され、親しまれ、信頼される OKB グループ』という基本理念のもと、地域の課題解決に積極的に取り組むことを通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、地域とともに持続的な成長を目指している。 これまでは環境改善効果を主眼として ESG リース、補助金を活用した省エネ設備投資等の促進に多く取り組んでいた。しかし、気候変動への対応のみならず、地域のレジリエンス強化という社会的課題も同等に重視しており、今後も地域のレジリエンス強化に関連した取組みを増やしていく方針である。

b-1. プロジェクトがもたらす社会的インパクトとその評価方法

本ローンでは、その全額が対象アセットを愛知県内の指定避難場所等に導入するためのリース物件取得を資金使途としたリファイナンスに充当される。

評価室は、上記 a.の借入人へのヒアリング内容も踏まえ、本プロジェクトで創出が期待される社会的インパクトについてロジックモデル（10 ページ参照）で示すとともに、実現が期待される主な社会的インパクト⁴を以下のとおり整理した。

受益者	ポジティブな社会的インパクト（変化）
対象地域の住民、災害時に対象施設を利用する避難者（対象施設での受け入れ人数は合計 4,794 名）	➤ 地域レジリエンス・防災力の向上 - 避難所の災害時のエネルギー供給確保による安心・安全の向上 本プロジェクトは、公共施設への再生可能エネルギーの導入による平常時の温室効果ガス排出量の削減に加え、自立・分散型エネルギー源の整備を通じて、洪水、土砂災害、地震等に起因する災害時の停電においても、太陽光パネルによる発電により電力供給ができるため、地域のエネルギーレジリエンス向上に貢献するものである。対象施設においては、太陽光発電設備による電力供給の他、蓄電池も併せて導入され、対象施設①～⑦に導入される蓄電池は災害時に 2 日分、対象施設⑧では 1 日分の特定負荷⁵を賄うことができる。これにより、災害時においても避難所として必要な機能を維持し、地域住民が安全に避難できる環境の確保に寄与することが期待される。 - 避難所の空調整備による避難者の健康被害（熱中症等）の防止

⁴ ここで掲載している社会的インパクトは長期アウトカムに近い概念として整理している。

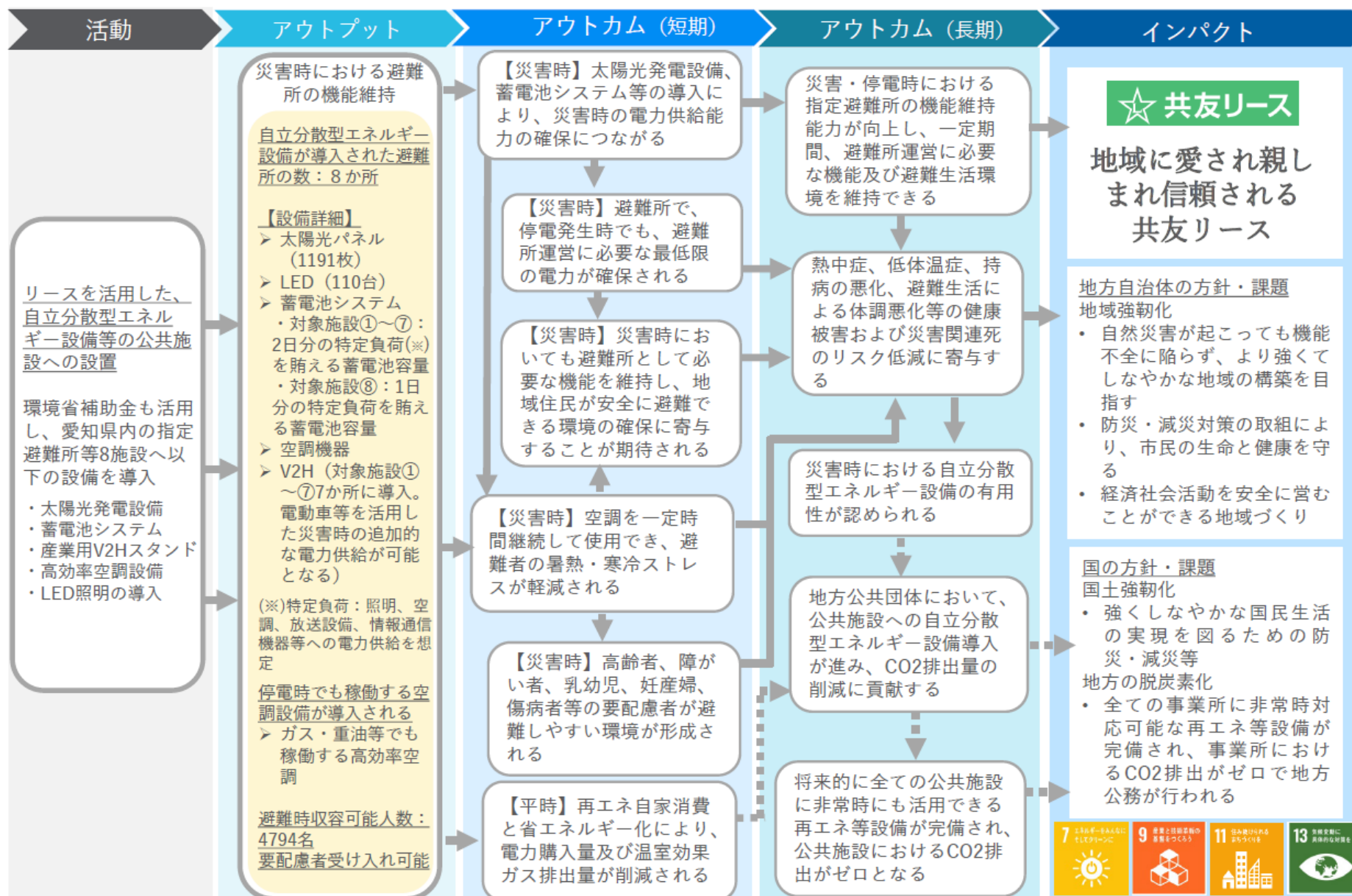
⁵ 停電時や災害時でも優先的に電力を供給する必要がある電子機器や設備のことで、避難所の性質によって異なる。インタビューで確認したところ、本評価においては照明、空調、放送設備、テレビ、電子レンジ、パソコン、プロジェクター等を動かすための電力のこと。



	本プロジェクトにおいては、上記の太陽光発電設備に加えて、高効率空調機器が導入される。災害時には太陽光発電や蓄電池の電力で稼働をさせることもできるが、導入された空調機器の中には電力で稼働するものの他に、ガス又は重油で稼働するものも含まれている。そのため災害時に電力供給が途絶えた場合においても、空調機能を維持することが可能であり、避難所における熱中症等の健康被害リスクの低減に寄与することが期待され、特に、高齢者や乳幼児等の要配慮者が避難所で過ごしやすい環境を整えることができる。
--	--

評価室は、対象プロジェクトがソーシャルファイナンスフレームワーク及びソーシャルローン原則等に定める事業区分や例示に該当していることを以下のとおり確認した。

	SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク
社会的インパクトの分類	持続可能で強靱な国土（防災・減災対策、インフラ老朽化対策）
事業例	災害時における避難場所・物資の提供
	ソーシャルボンド原則・ソーシャルローン原則
事業区分	手ごろな価格の基本的インフラ設備（エネルギー）
対象とする人々の例	自然災害、気候変動及び／又は気候変動移行プロジェクトによって社会経済的格差が生じ、又は拡大することにより影響を受けるその他の脆弱な人々
	ソーシャルボンドガイドライン （以下、「金融庁ガイドライン」）
事業区分	持続可能で強靱な国土（防災・減災対策、インフラ老朽化対策）
事業区分の細目	防災・減災対策
対象とする人々の例	自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ、地域企業・住民
ソーシャルプロジェクトの例	災害時における避難場所・物資の提供



.....➡ 自立分散型エネルギーシステム等が導入された公共施設が増えることを通じた間接的な影響



ソーシャルインパクトを示すことを目的としてロジックモデルを作成するものの、サステナビリティローンの評価ということもあり、ここでは、プロジェクトからもたらされる環境改善効果も含めて示すこととした。

(2) プロジェクトのグリーン性について

グリーンファイナンスフレームワークにおいては、①明確な環境改善効果が認められる事業に資金使途が限定された適格プロジェクトであること、及び②対象プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブインパクト）があるときは、適切な緩和策が講じられており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことをグリーンプロジェクトの適格性要件としている。

評価室は①の要件について、新生グリーンファイナンスの対象となる適格プロジェクトとして、明確な環境改善効果が認められることを前提とし、資金使途が本フレームワークで定められた適格プロジェクトの分類のいずれかに該当すること、かつ適格プロジェクトの事業例にかかる付属書で策定されている場合、そこで定める適格クライテリアを満たすことを定めている。

【本プロジェクトにおける状況】

- ・ グリーンファイナンスフレームワークにおける適格プロジェクトの分類・事業例の有無： ☒あり、☐なし
- ・ 付属書に定める個別の適格クライテリアの有無： ☐あり、☒なし

a-2. プロジェクトがもたらす環境改善効果とその評価方法

本プロジェクトにおける環境改善効果に係るインパクト指標、及び借入人が委託した第三者の専門家が試算した CO₂ 削減効果見込みは下記のとおりである。なお、本プロジェクトにおいて導入された設備の中には、産業用 V2H スタンドも含まれているが、これは災害時に電動車をつなげることで避難施設の予備電源とするものではあるが、本プロジェクトには電動車のリースは含まれていなく、産業用 V2H スタンドのみでは環境改善効果は見込まれないため、以下の環境改善効果の中には含んでいない。

【太陽光発電設備の環境改善効果】

	環境改善効果に係る指標等	評価手法等の妥当性
環境的インパクト指標	・ 年間発電総量（推計値） ・ CO₂排出削減量（t-CO₂/年）	再生可能エネルギー発電事業において、系統電力の代替による発電量・CO ₂ 排出削減量を用いるのが一般的
年間発電総量見込み	499.73MWh/年	借入人の委託先である省エネ・再エネコンサルティング企業による試算値
CO ₂ 削減効果見込み	168.49t-CO ₂ /年	借入人の委託先である省エネ・再エネコンサルティング企業により、以下の算定式にて算出（初年度） CO ₂ 削減量＝（PV 発電電力－余剰分）×CO ₂ 排出係数



【LED 照明導入による環境改善効果】

	環境改善効果に係る指標等	評価手法等の妥当性
環境的インパクト指標	・ CO ₂ 排出削減効果 (t-CO ₂ /年)	省エネルギーに関する事業において CO ₂ 排出量の削減量を用いるのが一般的
CO ₂ 削減効果見込み	17.1t-CO ₂ /年	借入人の委託先である省エネ・再エネコンサルティング企業により、以下の算定式にて算出（初年度） (既存照明の消費電力－LED 照明の消費電力量) × 排出係数

LED 照明の環境改善効果には、対象施設①～⑥の LED 照明 96 台による環境改善効果を示している（対象施設⑦は LED 設備の導入がなされていないため含まれておらず、対象施設⑧は当該施設に導入されている LED に複数型式があり、削減効果も僅少であるため算定がされていない。）。

【高効率空調導入による環境改善効果】

	環境改善効果に係る指標等	評価手法等の妥当性
環境的インパクト指標	・ CO ₂ 排出削減効果 (t-CO ₂ /年)	省エネルギーに関する事業において CO ₂ 排出量の削減量を用いるのが一般的
CO ₂ 削減効果見込み	24.78t-CO ₂ /年	借入人の委託先である省エネ・再エネコンサルティング企業により、以下の算定式にて算出（初年度） 既存設備と新規導入する空調機器それぞれの CO ₂ 排出量を計算し、そこから CO ₂ 削減効果 (t-CO ₂ /年) を算出。 CO ₂ 排出量 = 燃料消費量 × 燃料 CO ₂ 排出係数 + 電力消費量 × 電気 CO ₂ 排出係数

高効率空調設備の環境改善効果は、①～⑥及び⑧の空調設備による環境改善効果を示している（対象施設⑦は空調設備の導入がなされていないため含まれていない）。本プロジェクトで導入される空調はガスや重油などで稼働する空調ではあるものの、既存の設備と比較してエネルギー効率が向上しているため、CO₂ 削減が見込まれる

対象アセットの CO₂ 削減効果見込みについては、借入人から委託を受けた省エネ・再エネコンサルティング企業が算出した試算値とのものである。借入人にヒアリングした結果、実際の計算過程や計算に使用した数値の評価室への提供が不可とのものであるため、評価室はこの削減効果の数値は独自に検証できていない。ただし借入人のヒアリングにより確認した上表の太陽光発電設備、LED 照明、高効率空調設備の CO₂ 削減効果見込みの算定方法は、それぞれのアセットを導入した際の一般的な算定方法と整合しており、この計算方法自体は妥当であるといえる。

本ローンにおけるインパクト・レポーティング指標について、Part IV に記載の通り、上表で環境的インパクト指標としている CO₂ 排出削減効果となる。これらの指標は、本プロジェクトが実現しようとする環境改善効果との関連性が高く、継続的に期待される環境改善効果を生み出しているかを評価するために用いる指標として妥当であると評価した。

b-2. 適格プロジェクトの該当性等

ここでは、対象となるプロジェクトがグリーンファイナンスフレームワークで定める適格プロジェクト等に該当するか評価を行う。なお、グリーンファイナンスフレームワークにおける適格性の判断に際して、原則への適合性や、環境省ガイドライン⁶との整合性を取ることにする。

本プロジェクトに関する本フレームワークの適格プロジェクトの分類・事業例等は次頁のとおり。

	本フレームワーク
適格プロジェクト の分類	① 再生可能エネルギー ② エネルギー効率化（省エネ設備）
適格プロジェクト の事業例	・ 太陽光発電 ・ 事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネルギー性能の高い機器及び設備を導入する事業
	グリーンローン原則
事業区分	・ 再生可能エネルギー（生産、蓄電システム、送電、電化製品および製品を含む） ・ エネルギー効率化（新築・改修建築物、地域冷暖房、スマートグリッド、高効率家電・機器・製品等を含む）
	環境省ガイドライン
大分類	大分類1 再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器を含む。） 大分類2 省エネルギーに関する事業（省エネルギー性能の高い建築物の新築、建築物の省エネルギー改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。）
小分類	1-1 太陽光、風力（洋上を含む。）、水力、バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）、地熱、波力・潮力等の海洋再生可能エネルギー等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業 2-2 事務所、工場、店舗、住宅等に省エネルギー性能の高い機器や設備を導入する事業（農林漁業関連施設、上下水道施設、データセンター等における事業を含む。）

⁶ 環境省、グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン（2026 年版）、<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>（アクセス日：2026 年 8 月 21 日）

◆ 課題に対する国の方針との整合性

(1) 防災・減災及び避難生活環境に関する国の方針

令和7年6月には第1次国土強靱化実施中期計画⁷が策定され、第4章推進が特に必要となる施策の中の地域における防災力の一層の強化の施策の一つとして、避難所環境の改善・充実が掲げられている。この中期計画には具体的な推進施策と目標達成年度及び目標値が掲げられている。具体的な施策の目標には、「避難所等にもなる公立小中学校の体育館等（体育館、武道場：32,616室）における空調設備の設置完了率」があり、令和17年までに100%の達成が記載されている。また、「指定避難所（約82,000か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000か所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率」においても、令和17年までに100%を目指すことが明記されている。

災害対策基本法に基づいて策定された、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針⁸においても、指定避難所となる施設の整備についてという部分において、指定避難所の非常用発電機等や冷暖房機器を含む防災機能設備等については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、充実強化を推進することが望ましいとの記載がある

(2) 脱炭素化に関する国の方針

日本政府は世界全体での1.5°C目標と整合する新たなGHG削減目標を2025年2月に公表しており、同日に閣議決定された改訂地球温暖化対策計画⁹にはこの実現に向けた施策が含まれている。この地球温暖化対策計画の中には、地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項の中で、公共施設への再生可能エネルギーの最大限の導入・活用と、徹底した省エネルギーの推進を目指すことが示されている。

上述の(1)(2)より、本プロジェクトは、公共施設への太陽光発電及び蓄電池設備の利用による再生可能エネルギーの導入拡大、省エネ設備の導入を通じた省エネルギーの推進、避難所への自立・分散型エネルギー源及び空調機器の導入による地域の脱炭素化と地域防災機能の向上という観点から、国の方針に整合的であることを確認した。

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

評価室は、本件が、SDGsの17の目標とそれらに紐づく169のターゲットのうち、主に以下の目標について直接的な貢献が期待されると評価した。なお、SDGsの目標は相互に関連しあっていることから、ここに挙げた目標・ターゲット以外にも間接的な貢献が見込まれる。

ゴール	ターゲット
7. エネルギーをみんなにそしてク	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を

⁷ 内閣官房，国土強靱化，第1次国土強靱化実施中期計画，第1次国土強靱化実施中期計画（本文），
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dai1_chuukikeikaku/honbun.pdf（同：2026年8月21日）

⁸ 内閣府，防災情報のページ，避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/kankyokakuho.html>（同：2026年8月21日）

⁹ 環境省，地球温暖化計画（令和7年2月18日閣議決定），地球温暖化対策計画，
<https://www.env.go.jp/content/000291669.pdf>（同：2026年8月18日）



リーンに 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	大幅に拡大させる 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる
9. 産業と技術革新 の基盤をつくろう 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
11. 住み続けられる まちづくりを 11 住み続けられる まちづくりを	11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
13. 気候変動に具 体的な対策を 13 気候変動に 具体的な対策を	本件は、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー設備への更新を通じ、温室効果ガス排出削減に貢献する。

【a.及び b.の結論】

本プロジェクトは、社会的インパクトの実現につながるプロジェクトであり、かつ明確な環境改善効果が見込まれるプロジェクトであることを確認した。また、その評価方法も妥当であり、本フレームワークのクライテリアを満たしたソーシャル適格プロジェクトであり、グリーン適格プロジェクトでもあると評価した。また、課題に対する国の方針等とも整合していることを確認した。

c. プロジェクトに係る環境・社会的リスク及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセス

本フレームワークでは、対象プロジェクトが環境・社会に対して重大な負の影響をもたらすことがないかを評価し、負の影響にかかる潜在的なリスクがある場合には、適切な緩和措置が講じられているか、また本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境・社会面の改善効果）と比べ過大でないことについて個別に評価することを定めている。ここでは本プロジェクトに付随する環境・社会的リスク（ネガティブインパクト）及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセスについて確認を行った。

【対象設備における状況】

- ・ 赤道原則適用対象該当： ☐ 該当、☒ 非該当 （☐ 赤道原則に準じたレビュー、☒ 借入人等のリスクマネジメント体制等のレビュー）
- ・ 「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引への該当： ☐ 該当、☒ 非該当

i. 本プロジェクトに付随する環境・社会的リスク

環境省の「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」(2026年3月)¹⁰や本プロジェクトが対象となっている環境省の補助金事業公募要領等を参考にした上で、一般的に想定される環境的・社会的なネガティブインパクトとして以下が挙げられる。なお、本件対象アセットはいずれも環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象規模を下回る小規模設備であり、大規模な森林伐採・土地造成を伴わないことから、これらを前提とするリスクは想定されない。また、本件対象アセットはいずれも既に設置・稼働を開始しており、建設・設置段階に伴うリスクは既に発現し得る局面を過ぎていることから、以下は主として稼働・保守及び廃棄段階において想定されるものである。

- ・ サイバーセキュリティ (EMS、蓄電池等への不正アクセス) や蓄電池火災
- ・ 空調系設備の冷媒フロン類 (HFC 等) の漏えいによる温室効果ガスの排出 (点検・回収義務の不履行リスクを含む)
- ・ 洪水・浸水・土砂災害・地震による設備機能の喪失

ii. ネガティブな影響にかかるリスク緩和策・マネジメントプロセス

本件はプロジェクト紐付きコーポレートファイナンスであるものの、個別設備の規模の小ささから、金融機関のファイナンスにおける自主的なリスク低減のためのフレームワークである赤道原則の対象外となる。また前述の通り、対象アセットのうち太陽光発電設備はいずれも環境影響評価法及び所在都道府県環境影響評価条例の対象規模を下回る比較的小規模な設備であり、大規模な森林伐採・土地造成を伴わないこと、省エネルギー設備は既存施設における設備導入であることを考慮すると、これらに対するファイナンスに伴う潜在的な環境・社会リスクは相当程度低いことが考えられる。

なお、リース業という事業特性上、顧客が選定したものがリース対象アセットとなることから、借入人が環境・社会面を鑑みてリースの対象となるアセットを選定することができないほか、顧客に選定された対象アセットの利用に伴う負のインパクトを直接的にマネジメントすることは難しい。実際、対象アセットの保守・メンテナンスは保守会社が担うため、借入人は直接には関与しないとのことである。ただし OKB グループの「環境方針¹¹」にある行動指針では「環境に関する法律、規則、協定などを遵守します」と規定されており、本方針は借入人にも適用されるとのことである。

これらを踏まえ、本ローンに伴う環境・社会リスクの評価においては、対象アセットの種別ごとに、公開情報による確認結果、及び借入人にヒアリングした内容を以下の通り確認している。

- ✓ 設置済み対象アセットの定期的な保守点検については、事業に保守会社も参加させており、保守会社が冷媒漏えい検知対応を含む保守点検を行うことになっている。保守点検の内容については、自治体からの仕様書に基づいて法定点検等が行われることとなっている。
- ✓ 太陽光発電設備、蓄電池設備及び EMS においては、一定以上のセキュリティ要件適合評価等を取得

¹⁰ 環境省、「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」(2026年3月), <https://www.env.go.jp/content/000390885.pdf> (アクセス日: 2026年8月4日)

¹¹ OKB 大垣共立銀行, サステナビリティへの取り組み, 環境方針, <https://www.okb.co.jp/about/sustainable.html> (アクセス日: 2026年9月1日)



した製品を使用することとなっており、環境省や自治体が策定した仕様を満たすものを導入している。具体的には過充放電やセル温度以上などを監視する BMS (バッテリー・マネジメントシステム) が装備されている蓄電池や、「自動消火システム」が装備されており発火リスクの低い「LFP 電池」を採用している蓄電池を導入していることを確認した。また、蓄電池容量が 20kWh を超えているため、消防法に基づいた届け出も行っていることを確認した。

- ✓ 災害時の設備機能の喪失が起きないように、ハザードマップに該当しない施設への設置を原則としつつ、土砂災害や浸水リスクがある場所への設置の際は、発災時にも設備を稼働させるための措置（防災擁壁の設置等）を行ったうえで設置をしている。
- ✓ 補助金事業の要件として、対象物件の設置の際には、耐震クラス S 要件を確保することが求められており、設置場所については自治体及び業者と複数回にわたり打ち合わせを行ったうえで設置している。

上記を確認した結果、本プロジェクトにおいてネガティブインパクトの影響程度に見合った環境・社会リスクマネジメント体制が構築されていると評価した。

【c の結論】

本プロジェクトにおける潜在的なネガティブインパクトは限定的であり、ネガティブインパクトの影響程度に見合ったリスクマネジメントが実施されていると評価した。

■ Part I の結論

評価室は、本プロジェクトが本フレームワークのクライテリアを満たしたグリーン及びソーシャル適格プロジェクトであり、①本プロジェクトにおいて明確な環境・社会面の改善効果が認められる事業に資金使途が限定されており、特定の社会課題解決に貢献することを企図していること、及び②本プロジェクトが潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）が適切に回避・緩和されており本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。

（この頁、以下余白）



Part II：プロジェクトの選定プロセス

本フレームワークでは、借入人及びプロジェクトのスポンサーに対し、全社的なサステナビリティ目標及び戦略や、環境・社会的リスクマネジメントにかかる社内体制等について説明を求めている。評価室は、借入人及びスポンサーとの対話を通じて評価対象案件と当該目標及び戦略との整合性を確認する。

1. 借入人・スポンサーにおけるサステナビリティ戦略・社会課題への取り組み

借入人は母体行を主体とする OKB グループに属する企業であり、1964 年に前身となる「協栄リース株式会社」として設立後、1978 年に現在の社名に商号変更を行っており、情報関連機器、産業工作機械、土木建設機械、輸送用機器、商業用設備、医療用機器などの各種機械設備等のリース及び割賦販売を主要な業務とする企業である。

OKB グループではグループ企業に適用される「サステナビリティ基本方針¹²」を策定しており、6つのマテリアリティの中に、「地域経済の持続的成長」と「気候変動対応、環境保全」を掲げている。また、OKB グループにおける SDGs への取り組みにおいては、「目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」のほか、「目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」が掲げられている。

借入人においては経営企画部がサステナビリティ方針等の主な推進主体であるが、実務としては資金調達であれば経理財務部、営業面では営業部署がそれぞれ推進主体となっており、会社一体で対応を進めているとのことである。また借入人は、リース業を通じた環境への取り組みとして、「再生可能エネルギー『太陽光発電』等のリース提案」や「補助金や助成金を利用した省エネルギー化へのリース提案」等を推進する方針を掲げている。

また近年借入人においては、再エネや省エネ機器のリースの際に活用できる各種補助金に関連した専門部署を立ち上げ、顧客の補助金申請業務代行一式を含めた対応を通じ、顧客による再エネ・省エネ機器のリース契約を促進することで、リース業を通じた環境への取り組みを強化していく方針である。なお、借入人は 2022 年 11 月に借入人フレームワークを策定し、同月、第一回無担保社債（発行額 30 億円、発行年限 10 年）を発行している¹³。さらに 2025 年及び 2026 年の 2 年連続で、環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）に係る優良取組認定制度」において優良取組認定事業者として認定されている¹⁴¹⁵。

¹² 大垣共立銀行、サステナビリティへの取り組み、サステナビリティ方針、<https://www.okb.co.jp/about/sustainable.html>（アクセス日：2026 年 8 月 21 日）

¹³ 共友リース株式会社、「サステナビリティボンド（私募債）を発行」（2022 年 11 月 29 日ニュースリリース），https://www.kyl.co.jp/pkobo_information/upload/3-0link_file.pdf（アクセス日：2026 年 8 月 21 日）

¹⁴ 共友リース株式会社、「『優良取組認定事業者』として認定されました ～環境省：脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業～」(2025 年 8 月 22 日ニュースリリース)，https://www.kyl.co.jp/pkobo_information/upload/15-0link_file.pdf（アクセス日：2026 年 8 月 21 日）

¹⁵ 共友リース株式会社、2 年連続『優良取組認定事業者』として認定されました（2026 年 7 月 10 日ニュースリリース），https://www.kyl.co.jp/pkobo_information/upload/20-0link_file.pdf（アクセス日：2026 年 9 月 11 日）



2. 本プロジェクトにおける選定プロセス

本ローンの対象となるプロジェクトは借入人の所有/所有予定のリース物件群の中から借入人が選定したものであるが、対象プロジェクトの選定は、借入人が策定する借入人フレームワーク¹⁶に則って行われるとのことであり、その概要は以下の通りである。

共友リース株式会社 サステナビリティボンド・フレームワークに対するセカンドオピニオン抜粋

(2) プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 対象事業はSDGsとの関連性がある環境改善効果が数値で示せる物件を抽出し、対象事業を選定した。
 - 再生可能エネルギー：物件（太陽光発電設備）で選別
 - エネルギー効率：補助金利用に際して、省エネルギー効果を算出している物件（空調、業用設備）、プロポーザル方式により、省エネルギー効果を算出している物件（LED照明）を選別
 - 必要不可欠なサービスへのアクセス：物件で選別

(3) プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 営業開発部が対象事業（省エネ関連設備、建物リース、地公体向け（LED照明））の案件を取り扱っており、その中から、SDGsとの整合性に該当する物件を経理財務部が選定した。最終決定に関しては、関係部署（業務管理部、経営企画部）における協議をしたうえで、社長決裁にて決定された。
- 環境的・社会的リスクに関しては、企画（総合的・中長期的施策の企画・立案、大垣共立銀行との調整・連絡等）、人事、総務を管轄する経営企画部が確認した。なお、法務、コンプライアンスについては、業務管理部が問題ないことを確認した。

（出所：脚注16参照）

本プロジェクトにおいては、再生可能エネルギーやエネルギー効率との関連性がある物件の中で、さらに気候変動への対応だけではなく、地域のレジリエンス強化という社会課題も同等に重要視したうえで対象リース契約を選定したことをインタビューを通じて確認した。

評価室では、本プロジェクトの対象となるリース契約の選定プロセスにおいて、環境・社会配慮の視点が統合されていると評価した。

Part II の結論

本ローンの借入人が属する OKB グループではサステナビリティ基本方針を策定したうえで、SDGsへの取り組みも行っており、地域経済の持続的成長への貢献や気候変動対応を行うことを掲げており、借入人もリース業を通じた環境への取り組みの強化と地域のレジリエンス強化を行っていく方針である。本ローンの資金使途は、スポンサーのかかる組織戦略や目標と整合的であると評価した。対象アセットは、借入人のかかる組織戦略や目標と整合的であること、また、そのための組織体制が構築されていると評価した。

¹⁶ 株式会社投資格付情報センター、共友リース株式会社 サステナビリティボンド・フレームワーク セカンドオピニオン、https://www.r-i.co.jp/news_release_suf/2022/11/news_release_suf_20221129_jpn_1.pdf（アクセス日：2026年8月21日）



Part III：資金管理

本フレームワークでは、貸付資金がグリーンウォッシュ又はソーシャルウォッシュに該当するファイナンスとなることを防ぐため、すべてのファイナンスが実行されるまでの間、実行金が確実に対象プロジェクトに充当されることを確認できる体制を確保するために必要な手当てがなされているかを確認することとしている。

評価室は、本ローンに係るローン契約書等を確認し、以下の通り本ローンが確実に対象プロジェクトに充当される体制になっていると評価した。

項目	評価結果	判断根拠
資金の追跡管理及び 充当に係る手当て	適合	貸付人が実行金の入出金に係る口座明細を確認できる
		貸付人がプロジェクトコストに係る証憑を確認できる
		貸付契約書において資金用途を特定する規定がある
プロジェクトへの資金 充当状況	適合	本ローンはその全額が本プロジェクトに充当される 本ローン及び本プロジェクトを資金用途としたサステナビリティファイナンスの合計額は、本プロジェクトコストを上回らない
未充当資金の扱い	適合	未充当資金の発生は想定されない
資金管理方法と 第三者による検証	適合	資金管理について責任者・責任部署を設けている

Part IIIの結論

本ローンによる借入金、借入人社内で他の資金とは分けて管理され、ローン契約に基づき個別の実行の際に資金用途の証憑を確認することなどにより、確実に対象のプロジェクトに充当される体制になっていると評価した。

(この頁、以下余白)



Part IV：レポートニング

本フレームワークでは、借入人が対象プロジェクトで実現しようとする環境社会的な目標についての説明を求める。また、プロジェクトが持続的に期待された環境社会的な効果を生み出しているかを評価するために、パフォーマンス指標の使用を求め、可能な限り定量的な指標が用いられること、並びにパフォーマンス指標をその算定方法及び前提条件とともに開示することを求める。加えて、プロジェクトに付随するネガティブな影響に関して、貸付契約等においてプロジェクトにおける重大なトラブル及び事故等についての情報開示義務等の規定を求めている。

評価室は本ローンに係るローン契約書等を確認し、以下のとおり環境・社会面の改善効果に係るインパクト・レポートニングを含む適切なレポートニング体制が確保されていると評価した。

レポートニング項目	評価結果	レポートニング内容ほか
資金の充当状況	適合	本ローン期間中、資金充当状況が記載された書類が事業年度毎に貸付人に提出される。
環境・社会面の改善効果にかかるインパクト・レポートニング	適合	- 本ローン期間中、以下の内容が貸付人に年一回報告されることがローン契約書等で規定されている。 【アウトプット指標】 ➤ 太陽光発電量 (MWh) ➤ LED 台数 (台) ➤ 蓄電池台数 (台) 及び容量 (kWh) ➤ 空調機器導入台数 (台) ➤ 非常時供給可能電力量 (kWh) ➤ 避難時収容可能人数 (名) ➤ 要配慮者受け入れ可否 【インパクト指標】 ➤ CO2 削減量(t-CO2) - Part I のとおり、これらの指標は対象施設が創出することを意図する環境・社会面のインパクトとの関連性が認められ、実務上の背景も考慮すると一定の妥当性はあると判断した。
プロジェクトにかかるネガティブな影響のレポートニング	適合	- 本プロジェクトの遂行に必要なかつ適切な関連法令等及び許認可等の違反または違反のおそれを含む誓約違反等が発生した場合は貸付人に通知されることを確認した。 - 政府機関等による行政指導等の重大なネガティブ事象を含む、本サステナビリティローン評価に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、貸付人宛てに通知されることを確認した。



■ Part IVの結論

本フレームワークで資金実行後モニタリングの観点から求められているレポーティングについて、いずれの項目も適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。

■ 最終評価結果

評価室は、原則等が定める4つの要素への適合性や環境省ガイドライン又は金融庁ガイドラインが求める内容との整合性という視点も踏まえて、評価対象案件の本フレームワークに定める各項目の内容を確認した。

その結果、明確な環境・社会面の改善効果が認められることをはじめとして、本フレームワークに定める各項目に適合していることを確認した。

以上

**【ご留意事項】**

- (1) 新生サステナビリティファイナンス評価は、評価対象案件について弊行が策定した「**SBI 新生銀行グループサステナビリティファイナンス・フレームワーク**」(以下、「**本フレームワーク**」という。)に定める各適格クライテリアの充足状況を確認し、対象案件が**本フレームワーク**に適合しているかを評価することを目的としています。弊行自らが資金提供者となる対象案件について、弊行内の独立した部署が評価するものであり、資金提供者から独立した第三者専門家による評価ではありません。弊行は、**本フレームワーク**がグリーンローン原則及びソーシャルローン原則等と適合しており、**本フレームワーク**を参照して実行されるファイナンスも同様に関連原則類に適合していること、また弊行がサステナビリティファイナンス等の実施に際して適切な実施体制を整備していることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得しています。
- (2) 本資料及び本資料に係る追加資料等により弊行が参加金融機関に対して対象案件への参加・売却・保有等を斡旋、推奨、勧誘又は助言するものではありません。参加金融機関は、自らの情報に基づき、自らの責任において分析・検討し、対象案件への参加・売却・保有等の判断を行ってください。
- (3) 本資料は、共友リース株式会社(以下「借入人」という)から提供された情報及び一般に入手可能な公開情報他、弊行が信頼できると判断した情報をもとに作成されておりますが、弊行はその内容・記述について、明示・黙示を問わず、真実性、正確性、適時性、完全性、特定目的への適合性及び網羅性を保証するものではなく、本資料はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。本資料は、対象案件を実施することによる成果等を証明するものではなく、弊行が成果等について責任を負うものではありません。本資料は、発行日時点の弊行の総合的な意見の表明であって、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、対象案件にかかる各種のリスク(信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等)について何ら意見を表明するものではありません。また、弊行は状況の変化等に応じて、弊行の判断で**本フレームワーク**、グリーンローン原則及びソーシャルローン原則等への適合性に関する評価を変更・保留したり、取り下げたりすることがあります。弊行は、本資料の誤り・不適切性・不十分性や変更・保留、取り下げ等に関連して発生するいかなる損害や損失についても一切の責任を負いません。
- (4) 本資料は発行日時点の内容・記述であり、その後の状況の変化等に対応するものではありません。弊行は、対象案件以外の取引において借入人等に関する情報を保有又は今後取得する可能性があります、これらの情報を開示する義務を負うものではありません。



- (5) 本資料の著作権は株式会社 SBI 新生銀行に帰属します。弊行による事前承諾を受けた場合を除き、本資料に記載された情報の一部あるいは全部について、複製、翻案、改変、転載又は配布などの使用を禁じます。

【指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室